

平成26年度 第4回京都市上下水道事業経営審議委員会

次 第

開催日 平成27年 2月 2日(月)
開催時間 午後3時～午後5時(終了予定)
開催場所 京都市上下水道局本庁舎 別館1階研修室

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開について

2 報 告

- (1) 平成27年度当初予算編成の公開について
- (2) 琵琶湖疏水感謝金について
- (3) 琵琶湖疏水通船復活試行事業の概要について

3 議 題

- (1) 中期経営プランにおける平成27年度の重点的に取り組む事業について
- (2) 京都市における地下水利用の在り方等について

4 今後の予定

5 閉 会

<配付資料>

次第

出席者名簿

配席図

- 資料1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱
- 資料2 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料3 平成26年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録
- 資料4 平成27年度当初予算編成の公開について
- 資料5 琵琶湖疏水感謝金について
- 資料6 「琵琶湖疏水通船復活」試行事業の概要について
- 資料7 中期経営プランにおける平成27年度の重点的に取り組む事業について
- 資料8 京都市における地下水利用の在り方等について

平成 26 年度 第 4 回京都市上下水道事業経営審議委員会出席者名簿

◆ 審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等	出欠
うえだ さとし 植田 智史	市民公募委員	出席
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	欠席
かみこ なおゆき ○神子 直之	立命館大学教授 (理工学部)	出席
こばやし ゆか 小林 由香	税理士	出席
たむら なおこ 田村 直子	市民公募委員	出席
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学准教授 (大学院人間・環境学 学研究科)	出席
みづたに ふみとし ◎水谷 文俊	神戸大学教授 (大学院経営学研究科)	出席
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編 成制作局長	出席
やすだ けいこ 安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員	出席

◎：委員長，○：副委員長

◆ 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博

// 上下水道局次長 向畑 秀樹

// 技術長 出口 勝徳

// 総務部長 鈴木 隆志

// 総務部経営・防災担当部長 日下部 徹

総務部お客さまサービス推進室長 垣野 真義

// 技術監理室長 土居 通治

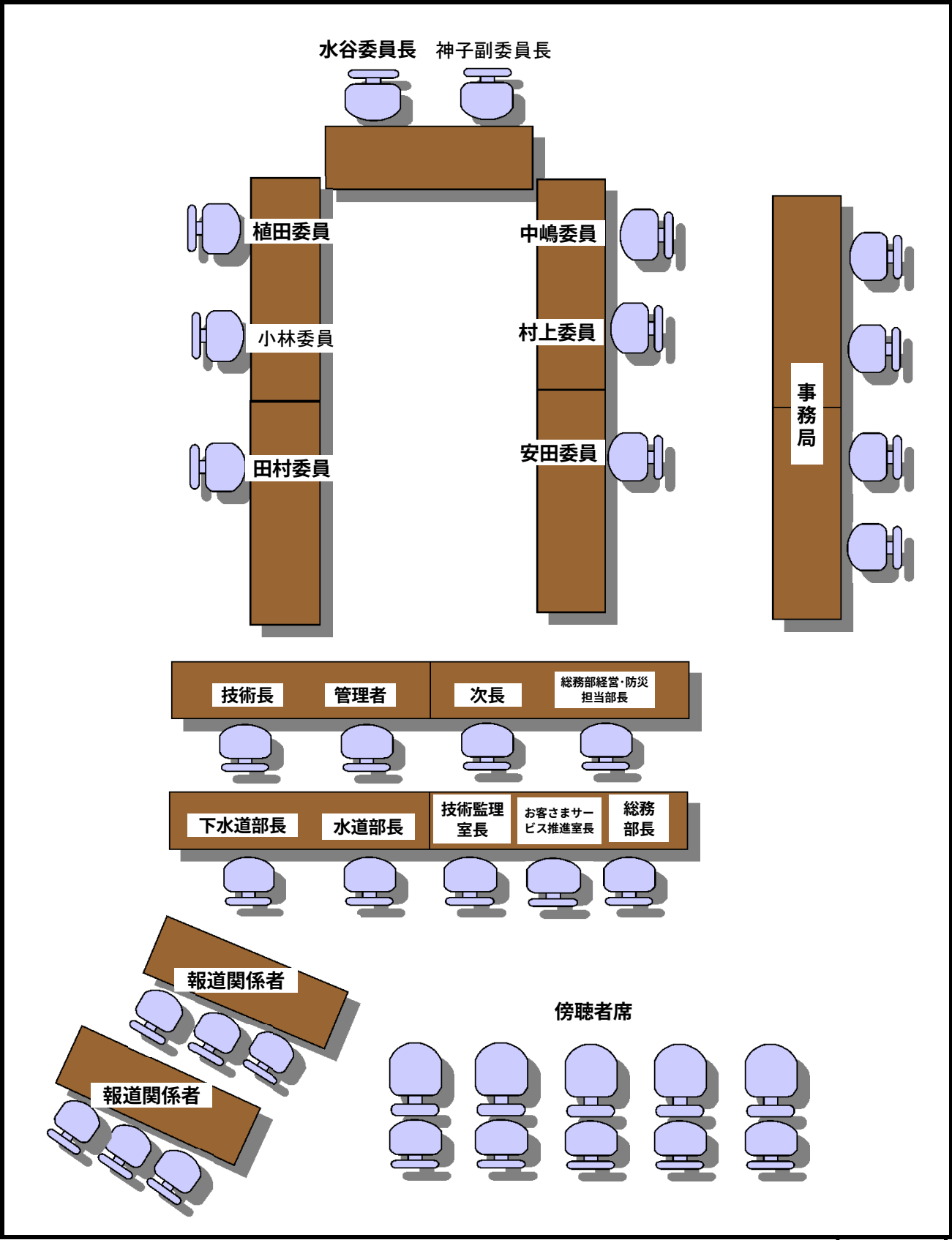
// 水道部長 山本 貴文

// 下水道部長 江渕 史明

◇ 事務局

上下水道局総務部経営企画課

平成26年度 第4回 京都市上下水道事業経営審議委員会 配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

平成26年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成26年12月19日（金） 午後5時～7時

場 所 京都市上下水道局本庁舎5階第1会議室

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

植田 智史	市民公募委員
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
神子 直之	立命館大学教授（理工学部）
小林 由香	税理士
田村 直子	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学准教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
安田 桂子	京都市地域女性連合会常任委員

2 京都市

管理者，次長，技術長，総務部長，総務部経営・防災担当部長，
お客さまサービス推進室長，技術監理室長，水道部長，下水道部長
事務局（総務部経営企画課）

1 開 会

- （1）出席者確認
- （2）進行の確認，会議の公開について

2 報 告

- （1）京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱の改正について
- （2）第2回委員会以降の上下水道事業を取り巻く動きについて
- （3）左京区一乗寺における給水管の漏水及び漏水に伴うガスの供給停止等への対応について
- （4）平成26年度京都市上下水道事業経営評価（平成25年度事業）について

3 議 題

- （1）平成26年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について
- （2）京都市における地下水利用の在り方等について

4 今後の予定

5 閉 会

内容

1 開 会

(1) 出席者確認

(2) 進行の確認、会議の公開について

事 務 局： 議事及び資料の確認

水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

議事録ですが、2名の委員の署名が必要ということなので、名簿順で、田村委員と中嶋委員にお願いしたい。

2 報 告

(1) 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱の改正について

事 務 局： 資料の説明（資料1）

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、専門部会の円滑な開催に必要な規程の整備ということでした。なお、地下水利用の在り方等につきましては、後ほど議題3の(2)「京都市における地下水利用の在り方等について」で御説明することといたしまして、次に進んでまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(2) 第2回委員会以降の上下水道事業を取り巻く動きについて

事 務 局： 資料の説明（資料4）

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、何か御意見等はございますか。

神子副委員長： 別紙1と別紙2は発行元か上下水道局が作ったもののどちらか。

京 都 市： 総務省が作成したものである。

水谷委員長： 上下水道局の名称に対する提言があったが、具体的にどういったものをイメージしているのか。最近、市の名前でもカタカナなどで奇をてらったものがあるが、京都でそれをするのはどうかと思う。何かガイドラインみたいなものがあるのか。

京 都 市： 上水という言葉が一般化されていない、ちょうど10年前に水道と下水道の局

を1つにしなければならなかったため、上下水道局という名称になっているのではないか、という委員からの御指摘があった。幅広いことをしている局であり、国でも縦割り行政を排除するために水循環基本法が作られた。委員の提案は、水循環という名前の局にしてはどうかという趣旨のものであった。門川市長も、方向性については共鳴されており、前向きに検討していくこととした。その時点では、かすかに水循環局という視点があったのは事実だが、分かりにくいという意見もあった。市民の皆さまに上下水道局の幅広い業務を知っていただきながら、これから1年間かけてじっくり考えていきたい。

水谷委員長： 大学にもいろんな学部があり、名前だけでは何をしているのか分かりにくいものもある。私は、奇をてらうものはどうかと思うので、市民が分かりやすかつ時代にマッチするようなネーミングを期待したい。

村 上 委 員： 経費の課題などがあると記載されている。私どもも放送局として愛称を変えるときには、かかる経費をシミュレーションしている。実際に具体的な数字は出ているのか。

京 都 市： 一度に全てを変えようとする、約2億円程度である。

村 上 委 員： それを聞くと、漏水の話もあるので、市民の感情としてはそちらに充ててほしいと思う。

水谷委員長： 委員の意見も踏まえて、よく検討していただきたい。

(3) 左京区一乗寺における給水管の漏水及び漏水に伴うガスの供給停止等への対応について
事 務 局： 資料の説明(資料5)

植 田 委 員： 私の自宅がちょうど左京区一乗寺にあり、大阪ガスの車がたくさん公園に停まっているのを見た。もちろん対象となる全戸には訪問されているが、その近接する地域の住民にとっては、何が起きているのか分からず、少し不安を覚えた。こういったときにどこまでというのは難しいが、近接する地域に対しても何か周知する方法をとっていただきたいと思う。

京 都 市： 今回ガスが供給停止した305件については、職員が各戸を回った。委員が御指摘のように周辺については個別には回っておらず、分かりにくかったと思う。今後、周辺にも分かりやすく周知するようにしていきたい。

奥原委員： 今回の老朽化した給水管とは、何年くらい経ったものなのか。また、これと同じような古さの給水管は市内にどのくらいあるのか。

京都市： 今回漏水したのは鉛製給水管であり、昭和46年に布設したもので43年ほど経過している。市内には、鉛製給水管が平成25年度末で6万8千件残っており、平成29年度末までに道路部分に係る鉛製給水管を全て布設替えすることとし、鋭意工事を進めている。鉛製給水管は穴が開きやすい管であり、これを平成29年度末までに全て布設替えする予定である。

京都市： 実はこの管は2週間後に布設替えを行う予定をしており、直す直前であった。

水谷委員長： 直す時期が来ていたものであったなら分かるが、もう少し新しい管でそういった事故があるなら、更新計画を見直さなければならない。今回の事故を教訓にして、今後こうしたことがないようにしてほしい。

中嶋委員： ガス管の近くに埋設するのは一般的なのか。ガス管に近いところから補修していくことも、一つとしてあるのではないか。補償額や被害の軽減が図れるのではないか。

京都市： 水道管には、給水管と配水管がある。給水管は配水管から各家庭へ分岐する小さな管であり、配水管は浄水場から各家庭の地域まで水を運ぶ大きな管である。今回、給水管が漏水し、ガス管を破ったものである。配水管はガス管と一定の距離を空けて埋設しているが、給水管はガス管とクロスしなければ布設できないため、そういう状況が少なからずある。

京都市： 今回起こったのは、昭和46年に布設した管であったが、昭和44年の時点で国からガス管など地下埋設物とは30センチは離すことという指導があった。洛西地区での事故は、30センチ以上離れていた。基本的には、30センチ離れていればサンドブラスト現象は起こらない。今回は給水管であり、ガス管とほぼひっついていた状態にあり、布設の仕方が雑である印象を受けた。

水谷委員長： 状況を踏まえて、更新計画を立てていただきたい。

(4) 平成26年度京都市上下水道事業経営評価（平成25年度事業）について

事務局： 資料の説明（資料6及び経営評価本冊子、概要版）

水谷委員長： この件については何度も議論し、かなり良くなっている。今の説明を踏ま

え、更に何か改善すべき点や意見があればお願いしたい。

京 都 市： この内容そのものはうまく進んでいると思うが、一点、先日の市議会で概要版への意見があった。表紙については良い評価をいただいたことがあったが、全体でみると、一部細かい数字で分かりにくいところがあり、もう少し見やすくできないかという指摘をいただいた。この点については、今後また御意見を頂戴しながら、より市民の皆さまに分かりやすい概要版となるよう、更なる改善を検討していきたい。

水谷委員長： 我々委員の議論により、前から比べるとかなり改善されていると思うが、そうした一般の市民からの意見を集約して、更にここで検討するということもありだと思う。

3 議 題

(1) 平成26年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について

事 務 局： 資料の説明(資料7, 8)

水谷委員長： ただいま事務局から報告がありましたが、資料7が全体を網羅したものであり、資料8は今年度の重点項目を詳細に示したものである。特に資料8を中心に意見をいただければと思う。

安 田 委 員： 新川6号幹線は自宅の近くであるが、現在、工事のため車も通れず、不自由している。

京 都 市： 下水道の工事はまだ始まっていない。現在、新川の拡幅工事を行っており、建設局の工事である。新川の拡幅工事が終わってから、下水道の雨水幹線の工事を実施する予定である。

京 都 市： 川の工事であるが、京都市民の声として担当部局へ伝える。下水道の工事については、シールド工事という地中の中で掘削して管を組み立てていく工事になるため、道路上ではほとんど工事を行わない。

村 上 委 員： そうした工事の際、自身の住んでいる宇治市では、町内会を通じて工事内容についてのお知らせがある。京都市でも行っているのか。

京 都 市： 新川6号幹線については、先日業者が決定したところであり、今後契約し、工事に入る。当然工事に入る前には、自治連合会などにお話し、周辺地域の方には

ビラ等によりお知らせをしている。

水谷委員長： その方法では一部伝わっていないということである。きちんと伝わるようにしていただきたい。

京 都 市： 今後、きちんと伝わるように工夫していきたい。

水谷委員長： 保有資産の有効活用について、旧山ノ内浄水場の用地を落札された件に関して2点伺いたい。まず、金額については想定していた価格と比べてどうだったのか。2点目として、有効活用をするのはよいが、売却ばかりすると資産がなくなってしまう。資産を持っておいて、民間の方に活用してもらうことで継続的に収入を増やすような方法は考えないのか。

京 都 市： 旧山ノ内浄水場について、売却したのは小さい36平方メートルの小さい土地であり、金額については予定価格よりかなり高かった。民間への貸し付けについては、営業所で空いているスペースを点検委託業者へ貸すなどの有効活用をし、収益を上げている。

京 都 市： 補足すると、最初の土地については600万円を予定していたが、競争入札により900万円以上となったものである。有効活用については、売却と貸し付けがある。旧山ノ内浄水場の南側は京都学園に貸し付けており、年間1億6千万円の契約金額として、長期的な契約をしている。入札の際には、入札者の希望により売却も貸し付けも両方選択できるようにしている。今後、局としては基本的に資産を持ちながら有効活用し、高い値段で売れるときには売却するなど組み合わせながら積極的に進めていきたい。

水谷委員長： これまでの意見を踏まえ、今後の計画に反映させていただきたい。後日、報告いただければと思う。

（２）京都市における地下水利用の在り方等について

水谷委員長： この件については、時間が少し経過しているので、私の方から簡単に状況を説明したい。平成25年度の第2回の審議委員会において、京都市の地下水利用の在り方等について専門部会を設置することとし、設置の時期等については、委員長である私に一任されたことは記憶されているかと思う。私としては、京都は古くから、井戸水をくらしの中に取り入れ、酒造業や染色業をはじめとする伝統産業においても井戸水を利用するなど独特の歴史や文化等を踏まえ、大きな視点で地下水利用を考えるため、共通の理解に立ったうえで、地下水利用専用水道に関

する課題や、今後の進め方について検討することが必要との考えの下、専門部会に先立ち、学識経験者等の間で、地下水利用に関する課題の整理や、議論の方向性について、意見交換を進めてきた。一定の課題整理等ができたものと判断したので、専門部会を設置し、公開の場で議論を行うこととした。去る12月10日に第1回の専門部会を開催し、そこでの活発な議論を報告し、審議委員会の各委員の皆さんからも御意見を頂きたいと考えている。それでは、詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料の説明（資料9）

水谷委員長： ただいま事務局から説明がありましたが、何か御意見等はございますか。地下水は京都だけではなく、他都市でも問題になっている。京都の伝統産業などの特殊性を踏まえて、どこでバランスをとるかがポイントになる。災害に備えた井戸水の活用など助け合いの政策を壊すことのないようにしなければならない。一方で、地下水利用者は水道の維持費を他者に担ってもらっていることになるため、公平性の問題があることも意見として出ていた。こういった意見を踏まえ、どのように感じられるか。

小林委員： 既に施設を持っている地下水利用者とこれから新規に考えているところとがある。新規の方には新しい制度の話をしていきやすいが、いずれの方法にするにしても、これまでに工事をして施設を持っているところに対して説明をするのは難しいのではないかという懸念を持っている。また、どれだけ負担をしていただくことが適正なのか。例えば、本来であれば2千万円の水道料金を払ってくれるはずの施設に対して、固定費の負担はどれくらいのイメージで考えればよいのか。

京都市： 既存の方と新規の方へのアプローチの違いについてだが、たしかに新規の方へは制度の説明をし、理解してもらったうえで選択していただける。既存の方については、企業の努力であり、これまでの投資の回収ができていないにもかかわらず新たな負担が出てしまう。そういった方々にも理解を得る方策をとっていきたい。市民の皆さまに地下水利用の課題について説明し、一定の負担をいただくことについて理解を得ていきたい。すぐに導入するのか、一定の周知期間をとるのかについても検討課題だと考えている。

固定費をどれくらい負担しているのかを表すのは非常に難しいが、水道事業の場合は経費のうち90パーセント以上が固定費となっている。水道料金として払っていただいた金額の90パーセント以上が固定費であり、地下水利用者にはその部分が負担いただけていない状況である。

村上委員： 神戸市では、平成23年10月1日から制度が施行されているが、既存利用者の方への固定費の負担の適用については、協定締結の方法を含めた検討を進めているところであり、平成27年秋ごろを目途とするなど、かなり時間がかかっているようである。神戸市は先駆的な都市なのか。

京都市： そうである。

水谷委員長： 神戸市の取組について少し補足する。神戸市でも専門機関を設置し、検討を進めたが、実際に進める中で、やはり既存の地下水利用者へ新たな制度を適用するのは混乱が生じるため、当面の目標を新たな転換の防止とした。3年ほど周知期間を置き、実際には今年度くらいから実施することとなっている。目標は抑止であり、実行可能性のある解を見出そうとしているため、ラグがあるように見える。様々な意見を踏まえたうえで、そうした形になっている。京都市はまだ何も決まっていないため、他都市の例を踏まえたうえで、色んな意見を聞き、京都市なりのもが出てくるのではないかと思う。

奥原委員： 琵琶湖の8割の地下水があるということだが、水道法には水道事業者の供給義務が定められているが、需要する側は水道を利用する義務はない。伝統産業だけでなく中小企業者にとっては、コストの低減がきわめて重要な課題である。様々な検討をしたうえで、地下水を選択している。既存のところへはともかく、新たに設置を検討しているところに対しては、こういった理由で説明をするのか。

京都市： 神戸市の場合は、水の利用実態に応じた適正な管の口径にするという内容であり、そうしない場合は一定の負担をいただくことになっている。例えば、使用する水量により100mmの管が適当である場合に、実際には地下水と併用し75mmで十分な水量しか使っていないところがある。機械の故障などにより水道を使う場合、100mm規模の水量を使うとすると、水道事業者は給水義務があるため、常に100mmで給水できる施設を整備しておかなければならない。利用者が減径する場合は、特に負担金が発生しないが、そのままの口径で置いておく場合はそれ相応の固定費の負担をお願いするものである。

奥原委員： いざというときに水道水を使うために大きな管を入れておく場合には、一定の負担を支払うということか。逆に言うと、一切水道水を使わないため小さい管でいいということであれば、地下水を使っても仕方がないという考え方か。

京都市： 口径に見合った適正な水量の使用であれば問題はない。

水谷委員長： 拒否をすることはできないが、施設整備のコストが大きく、普段は使っていないがまさかの時だけ使うとなると、普段の整備コストは一般の方が負担していることになる。そうすると公平ではないため、一定の負担をお願いするということである。ペナルティではなく、ある程度みんなで維持できるような方法である。

奥原委員： 分かりました。それなら理解ができる。大きい管を用意することになれば、経費が掛かるので、水を使用するしないに関わらず、一定の負担が必要である。

水谷委員長： 技術が進歩すると、水を地下水から汲み上げて使う人が増え、いちごっこになる。市民の水道として、みんなで維持していくべきである。料金制度審議委員会の際にも、従量料金と固定料金のバランスが昔のままになっているため、現状に即して変えると解決できるという話があった。しかし、急激に変えると一般家庭のコストが一気に上がることになり、市民の理解を得にくい。企業も含め、いかにバランス良くするかが今回の目的である。奥原委員からいい御意見をいただいた。

植田委員： 3つ提示していただいた中のCのバックアップ料金制度について、任意の協力金という性格であるが、企業にとって余計な負担をすることになる。果たしてどれだけの実効性を持って払っていただけるのか。実際、帯広市ではどれくらいの方が支払っているのか。京都市ではどれくらいの方が支払っていただけると予測できるのか。

京都市： 帯広市の場合は、対象が12件あり、9件が契約している。ただし、任意の協力金という性格であるため、残りの3件については現在、説明・協議を行っている。帯広市のような中小都市では、町全体の水道システムの維持としてバックアップという新たなサービスと定義し、それについての協力を個別の企業にお願いし、理解を得ていると考えている。京都市の場合は、当局で把握している限りで56者あり、個別に協力依頼をした際の協力いただける数は今の時点では想定していない。それぞれの企業努力があるので、任意で協力依頼をするには、京都市の場合、課題がたくさんあると考えている。

中嶋委員： 京都市としてどういう方針で行くのが重要である。例えば、岡山市や北九州市では水道水の使用への転換を目指していると書かれているが、公平な負担というものを目指すのかで方向が変わってくる。一般の市民から見れば、公平な負担というのは分かりやすい説得力のある理由であり、公益事業としては公平性を保つのが大前提になってくる。そのうえで、どの制度をとっていくのか。私が一見したところでは、公平性を感じるのは神戸市の制度だが、神戸市の事情が京都市

の事情に当てはめると変わってくるのかもしれない。ロジックを詰めていくと、方法論が見えてくるような気がする。京都市が考える目的に対する方法がきちんと説明できればよいと思う。上下水道局として、最終的にどういう着地点を目指しているのか。

京 都 市： 私自身は、公平性をしっかり訴え、市民や事業者の皆さまに御理解いただくことが大事であると考えている。やはり企業が営利を目的に、投資をして地下水を活用していることを頭から否定するわけにはいかない。地下水利用が増え、京都市の水道料金収入が減ってきているため、平成20年度以降、市議会でも様々な論議が交わされた。平成23年度には市会議員の皆さま、全会派一致で付帯決議を可決いただき、この問題についてしっかりと見直し、検討することという宿題をいただいた。以降、この地下水の検討が始まった。何らかの形で導入する場合、必ず負担を強いられる団体がある。現在把握している56者とこれから導入を検討されているところである。これは、大学や病院、大型スーパーであり、京都市の伝統産業にかかわるもの以外にもかなり大きな影響を与える。市民の皆さまにも、そういった方々にもこの趣旨を御理解いただく必要があるため、公平性の原理をしっかりと訴えていき、時間をかけて御理解いただくことが大事だと考えている。

中 嶋 委 員： その結果、水道使用量が減る、収益が減るということを覚悟のうえで、公平性を追求するのかどうかで選択肢が変わってくると思う。

京 都 市： これからも、地下水利用専用水道を利用される企業が増えてくると考えている。それにより、水道の利用が減少することもあると思う。公営企業としても覚悟を決めなければならないが、水道水のクオリティの高さを広く知っていただいて、もっと活用していただくため、一般の方に対しても水道水を使用してもらうように努力していかなければならないと考えている。ただ、これから増えていく企業に対して、水道施設は市民の皆さまが出し合っている水道料金から払っていることを御理解いただくことが大事であると考えている。普段は地下水を利用し、いざという時だけ、市民の皆さまが払っている水道料金で作っている施設を使用するのは許せないという姿勢で御理解いただけるよう説明していきたい。

水谷委員長： 田村委員、市民目線からの意見はあるか。

田 村 委 員： 市民からすると、財力がある企業だけが地下水を利用でき、庶民は水道に頼るしかないのです、その負担を企業の方にも負担していただきたい。企業の方にもうまく説明して、理解していただくようお願いしたい。

安田委員： 同意見である。内容が難しい。

水谷委員長： 企業は企業で努力されているので、地下水を利用することを否定はしないが、地下水専用水道利用者と一般市民の負担の公平の問題から、このままでは非常に厳しい状況になる。それをみんなでどうするかを考えると、やはり、理解してもらう必要がある。どの自治体も、公平の問題は出てきている。

これが、ベストであるというものはない。神戸も現実を踏まえながら進めている。帯広の例も企業に理解していただいて進めている。

神子副委員長： 部会でも話を聞いて勉強をしているが、身を切る覚悟については、10億8千万円の損金と経営評価の17億7千万円の黒字があり、黒赤の話ではないが、他の資料を見ると分かりにくくなる。公平性の話は分かるが、全体で公平になってお金儲けをしようという訳でないことを説明しなければならない。

京都市： 水道事業の黒字の17億7千万円については、すべて老朽化した配水管の更新費用に使用するお金である。料金算定のコストとして入れているため、黒字と出ているが、すべて建設財源で活用する。会計上は黒字に現れるが、それは水道事業の儲けではなく、これを使用して、水道管の更新をスピードアップしている。きちんと理解していただけるよう努めていく。

水谷委員長： 最後に1点、個人的に言わせていただくが、企業側の立場に立って話をすると、企業は非常に厳しい状況である。冒頭の話のように、市の活動で何億使うことがあるが、必要なことでやったと思うが、企業から見た場合、神戸の場合でもそうだが、これは本当に必要なイベントなのか、本来やるべきことをきちんとしてもらえばいい、という意見もある。公共セクターが民間の真似をして、華やかなイベントを実施するようなこともある。本当の意味でコストを切り詰めているのか、ということを真摯に行ったうえでないと、理解してもらえないと思う。京都市はないと思うが、肝に銘じて行っていただきたい。よろしくお願いします。

小林委員： 水道の料金の時にも委員として参加させていただき、数年にわたって水道のことを勉強させていただいたうえで、本日の話を聞いたので、理解ができるが、応益者負担・受益者負担と申しまして、コップ1杯いくら、1リットルいくら、という感覚が市民にも事業者にもある。何の説明もなく聞いた時には、1杯も使っていないのに、どうしてコストを負担させられるのかと誤解され、大変である。この会議に参加する前の私なら、なぜ1杯も飲まないのに負担しなければならぬか疑問に思うであろうと考えるので、理解していただける説明が必要である。

個人的には神戸市の制度が、事業者の方には、一番分かっていただける方法だと思うので、理解ができる仕組みを考えて、事業者に時間をかけて説明して欲しい。

奥原委員： 世界に旅行すると、まだまだ生水が飲めない国が多い。京都はありがたいことに、明治時代に琵琶湖疏水ができて、水道が飲める環境に百何十年いるが、最近ミネラルウォーターが非常に増えている。消費量を水道に換算するとどれくらいになるのか考えてしまう。水道は市民の財産であると思うので、災害用備蓄飲料水をコンビニで売っている水の半額にするなどすればどうなるのかなど考える。水道水というもののありがたさ、大切さを努力して広めていく、そして使用量を増やしていく取組も必要であると、感覚的に考える。

水谷委員長： 今回色々な意見をいただき、専門部会の意見も聞いている。これらの意見を踏まえて、私と副委員長で、意見書案を作成していく。これを第2回の専門部会で出して、意見を聞く。それをさらに修正したものを、次回の第4回審議委員会でもんでいただこうと思っている。そういった形でよりよい案が出来上がっていけばいいと考えている。各委員の皆さまにおかれましては、意見書にまとめるにあたってお力添えをいただきたい。

4 今後の予定

水谷委員長： 第4回の委員会は、平成27年2月2日月曜日に開催を予定している。時間は後日調整させていただく。本日は、活発な議論をいただきありがとうございました。それでは事務局にお返しする。

5 閉会

京都市： 最後に管理者から一言御挨拶申し上げます。

京都市： 平成26年もあと10日と少しくなります。委員の皆さまには大変お世話になりありがとうございます。冒頭にございましたように、総務省の公営企業の経営戦略策定支援、活動に関する研究会に参加させていただいている。私と松江市の管理者以外は全国の大学の先生ばかりである。なぜ私がある場にいるのかといいますと、経営審議委員会の中でこのような論議ができていくからである。京都市は事務事業評価を平成15年から行っており、平成21年度から審議委員会で審議していただいている。全国の多くの事業者はこれできていない。高度成長期から整備を進め、今、更新時期が来ているものの、経営の論理を働かせる組織が事業者になく、というのが全国の状況である。これまで進めてきたように委員の皆さまに御意見をいただく場、また、本日お示しした経営評価の整理の仕方を全

国に広めていくための会議に出席させていただいている。皆さまのおかげで、より充実した経営評価ができるようになりました。先ほども御意見がありましたように、私たちが大変な状況にあり、もっと切りつめなければならないのか、という観点で事業を進めることができましたのも、皆さま方のおかげです。引き続き、平成27年も皆さまの御指導をいただきながら、全国的にも胸を張れるような事業者として、経営評価を進めていきたいと考えています。改めて御指導いただきますようお願い申し上げます。皆さま方には素晴らしい未の年を迎えられますよう御祈念申し上げます。1年間誠にありがとうございました。

平成27年度当初予算編成の公開について

上下水道局では、「京（みやこ）の水ビジョン」（平成19年12月策定）に掲げる5つの施策目標の実現に向け、後期5箇年の実施計画である「上下水道事業 中期経営プラン（2013－2017）」を平成25年3月に策定しました。このプランでは、水需要動向の一層の厳しさや施設の老朽化の更なる進行など、今日の事業課題に対応するとともに、水ビジョンに掲げた施策目標の実現を目指し、将来にわたり安全・安心で市民に信頼される上下水道サービスを提供することとしています。

プラン策定以降、社会情勢の変化による新たな経費の増加により厳しい経営環境が見込まれますが、より一層の経営の効率化と財政基盤の強化に努め、市民の皆様にお約束した中期経営プランに基づく具体的な施策の実施を図ってまいります。

そこで、平成27年度予算編成に当たり、市民の皆様方との情報共有を図る観点から、平成27年度に予定している主な事業の概要等を公開します。

今後、京都市会での審議を経て、予算として確定します。

「京の水ビジョン」の基本理念と5つの施策目標

基本理念

くらしのなかにはいつも水があります。
私たち京都市上下水道局は、
先人から受け継いだ、水道、下水道を守り、育くむことにより、
皆さまのくらしに安らぎと潤いをお届けしたいと考えています。
そして、ひとまちくらしを支える京の水をあすへつなぎます。

施策目標

施策目標Ⅰ
毎日安心して使う
ことができ、災害
にも強い水道・下
水道を目指します

施策目標Ⅱ
環境への負荷の
少ない水道・下
水道を目指しま
す

施策目標Ⅲ
将来にわたって
使い続けられ
よう水道・下
水道の機能維持・向
上に努めます

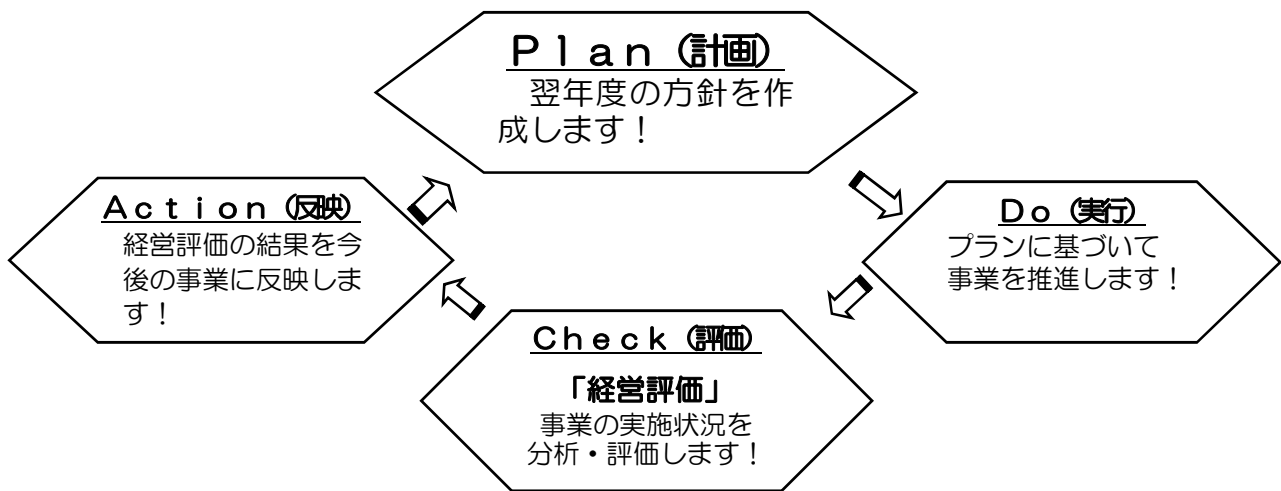
施策目標Ⅳ
皆さまのご要望に
おこたえし、信頼
される事業を展開
します

施策目標Ⅴ
経営基盤を強化
し、将来にわたり
安定した経営を
行います

1 上下水道局の予算編成の仕組み

上下水道局では、平成19年12月に策定した「京（みやこ）の水ビジョン」の基本理念の下、その実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2013－2017）」を推進しています。

また、これらの実施内容を「京都市上下水道事業経営評価」によって点検・評価し、その評価結果を翌年度の事業計画に反映するPDCAサイクル（Plan－Do－Check－Action）により、事業の適切な進ちょく管理，継続的な改善を図り，それを毎年度の予算編成に反映しています。



2 平成27年度予算について

平成27年度は、「京（みやこ）の水ビジョン」に掲げた5つの施策目標の実現に向けて、老朽化した水道管及び下水道管の更新や、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備，9営業所体制から7営業所体制への営業所再編，民間活力の積極的な導入など，中期経営プランに掲げた事業を着実に推進するための予算編成としています。

<5つの施策目標>

施策目標Ⅰ 毎日安心して使うことができ，災害にも強い水道・下水道を目指します

施策目標Ⅱ 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

施策目標Ⅲ 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます

施策目標Ⅳ 皆さまのご要望におこたえし，信頼される事業を展開します

施策目標Ⅴ 経営基盤を強化し，将来にわたり安定した経営を行います

3 27年度に予定している主な事業の概要等

京の水ビジョンに掲げる5つの施策目標

施策目標Ⅰ 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します

(単位 千円)

事業区分	事業名	事業概要	27概算額
水道	災害時にも安定給水するための「連絡幹線配水管の布設」	浄水場が地震等災害で給水できなくなった場合等に、別の浄水場から給水ができるよう、蹴上浄水場と松ヶ崎浄水場をつなぐ連絡幹線配水管を布設することで、災害時にも安定して給水できる体制とする。	572,000
	災害に備えた「導水トンネルの2系統化」	現在、市内の約半分の給水を担う新山科浄水場に、水道水のもととなる原水を運ぶ導水トンネルは1経路であるため、地震等災害時においても、原水を安定的に取水できるよう、新たに導水トンネルを築造して2系統化を行い、バックアップ体制を強化する。	310,000
	安全・安心で良質な水道水を供給するための「鉛製給水管の解消」	漏水を防止するとともに、お客さまにより安全・安心で良質な水道水を供給するため、道路部分に残存する鉛製給水管の取替えを年間12,600件実施し、平成29年度末までに道路部分の鉛製給水管の解消を図る。	3,090,000
下水道	雨に強いまちづくりに向けた「雨水幹線の整備」	雨に強いまちづくりに向け、浸水対策として、大雨の時に雨水を取り込む雨水幹線の整備を推進する。 整備中の塩小路幹線、山科三条雨水幹線、新川6号幹線について工事を進めるとともに、祇園地区で花見小路幹線、伏見大手筋地域で伏見第3導水きよ、山科北部地域で山科川13-1号雨水幹線の整備に新たに着手する。	1,600,000
	集中豪雨時にマンホールふたの飛散等を防ぐための「空気抜き施設の設置」「飛散防止型マンホールへの交換」	集中豪雨時に雨水幹線等の下水道管の内部の圧力が高まって、マンホール周辺の道路への影響が生じたり、マンホールふたが飛散することがあるため、下水道管内の空気を抜いて圧力を下げる施設の設置や、飛散防止型マンホールふたへの交換を行う。	180,000
	雨水の流出を抑制する「雨水浸透ますの普及促進」	雨水の流出抑制や地下水の保全を図るため実施している雨水浸透ます設置助成金制度(1基当たり2万5千円(上限10万円))について、さらに利用しやすい制度となるよう助成対象の拡大や助成金の増額等を行い、地球温暖化対策としても効果がある雨水浸透ますの普及を促進する。	9,000

施策目標Ⅱ 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

(単位 千円)

事業区分	事業名	事業概要	27概算額
水道	近代化産業遺産である「配水池の更新」	蹴上浄水場創設時の施設で、近代化の象徴であるレンガ造りの第1高区配水池は、明治45年に建設されて以降100年以上が経過し、老朽化が著しいことから、改築更新するとともに、外観を保存するための工法を採用し、近代化産業遺産を引き継ぐ。	534,000
	再生可能エネルギーを活用した「防災拠点の機能維持」	災害等によって停電が発生した場合においても、必要な電源を確保し、防災拠点としての機能が維持できるよう、国の補助金である「再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)」を活用し、本庁舎及び山科営業所に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する。	126,000
下水道	河川の水質保全のための「合流式下水道の改善」	大雨の時に合流式下水道(※)から河川へ流出する、汚水やごみの混じった雨水を減らし、河川の水質保全を図るため、合流式下水道の改善として、JR二条駅周辺での朱雀北幹線、深草地域での砂川雨水滞水池の整備を進めて、雨水貯留量を増加させる。また、合流式下水道から河川への放流施設である雨水吐(うすいばき)を改良し、ごみ等の除去を行う。 ※合流式下水道…汚水と雨水を合わせて集める方式の下水道	630,000
	水環境を守るための「下水高度処理施設の整備」	市内河川や下流都市の水道水源となる水域、大阪湾、瀬戸内海の水環境を守るため、伏見水環境保全センターにおいて、通常の処理では十分に取り除けない窒素を除去する下水高度処理施設をさらに整備する。	200,000
	久我・久我の杜・羽東師地域における「下水道整備」	市民の皆様の快適な暮らしの実現と水環境の保全のため、伏見区久我・久我の杜・羽東師の一部未整備地域において、平成26年度に引き続き、下水道を整備する。	200,000
	再生可能エネルギー利用拡大に向けた「メガソーラーの整備」	再生可能エネルギー(太陽光)の利用を拡大し、温室効果ガスの削減を図るため、石田水環境保全センター処理施設の屋上に、1メガワットの大規模太陽光発電設備(メガソーラー)を整備し、発電を開始する。	360,000

施策目標Ⅲ 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます

(単位 千円)

事業区分	事業名	事業概要	27概算額
水道	「老朽化した水道管の更新と耐震化の促進」	日常生活に欠かすことのできないライフラインである水道を、将来にわたって安心して使い続けるため、老朽化した水道管更新のスピードアップを図る(配水管更新率 H26: 0.9%→H27: 1.0%)とともに、地震に強い水道管を整備する。	6,850,000
	「京(みやこ)の水道管おそうじプロジェクト」	「京(みやこ)の水道管おそうじプロジェクト」として、長年の使用による鉄さびの付着が原因で、にごり水が発生しやすくなっている水道管を洗浄する。 また、業務を通じて若手職員への技術の継承を行う。	9,000
下水道	「老朽化した下水道管の更新と耐震化の促進」	市民生活を支える重要なライフラインである下水道を、将来にわたって安心して使い続けるため、老朽化した下水道管を計画的に更新するとともに、地震に強い下水道を整備する。	2,060,000
地域水道 京北地域水道	山間地域における「簡易水道施設の再整備等」	山間地域にお住まいの皆さまに安全・安心な水道水を将来にわたり安定的に供給するため、引き続き大原及び京北地域における簡易水道の再整備を行う。 また、中川簡易水道及び小野郷簡易水道の水源の能力不足を解消するため、取水施設や両簡易水道を結ぶ連絡配水管等の整備を行う。	3,513,000

施策目標Ⅳ 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します

(単位 千円)

事業区分	事業名	事業概要	27概算額
水道 下水道	お客さまニーズ等を把握する「水に関する意識調査の実施」	上下水道を利用されているお客さまの状況と京都市上下水道局に対するニーズ等を把握し、今後の上下水道事業の一層の充実とお客さまへのサービスの向上を図るための基礎資料とするために、水に関する意識調査を実施する。	5,000
	水道水で作ったドリンクを提供する「京(みやこ)の水カフェ」	蹴上浄水場及び鳥羽水環境保全センターの一般公開の会場などに、水道水で作ったドリンクを提供するコーナー「京(みやこ)の水カフェ」を新たに設置することによって、来場された方をおもてなしするとともに、水道水のおいしさとクオリティの高さ(安全・安心、低価格、環境にやさしい等)を実感していただく。	1,000
水道	お客さまサービスのさらなる推進に向けた「営業所組織の再編」	上下水道事業として防災機能の役割を充実させるなど、お客さまサービスの更なる推進に向けて営業所組織の再編を行う。平成27年度は、北及び丸太町営業所を統合して「北部営業所(仮称)」, 九条及び伏見営業所を統合し「南部営業所(仮称)」を開設することで、これまでの9営業所体制から7営業所体制とする。 また、漏水事故への対応など危機管理体制の強化を図るため、営業所の給水工事関係の業務を水道管路管理センターへ移管し、同センターで小口径から大口径までの水道管路を一元的に管理する。	11,000
	地域に根差した総合庁舎とする「西部営業所(仮称)等庁舎の整備」	山ノ内浄水場跡地に、西京営業所と右京営業所を統合した西部営業所(仮称)及び水道管路管理センター北部配水管理課等が入る総合庁舎を建設し、上下水道に関する総合窓口として、地域に根差した市民サービスの向上や防災機能の強化を図る。 平成27年度は、新庁舎の設計を完成させるとともに、平成29年度開所に向けて工事に着手する。	820,000
	環境にやさしい「ミスト装置の普及促進」	水道水の環境にやさしい特性をPRし、新たな利用方法を広く紹介するために、地球温暖化防止にも効果のあるミスト装置を市内各所に設置し、効果を実際に体感いただくことにより、さらなる普及促進を図る。	7,000
	水道水のおいしさを実感いただく「京(みやこ)の水飲みスポットの設置」	京都の水道水が“安全・安心”で、“おいしく”、“高品質”であることを、広く市民や観光客の皆様に実感いただき、多くの皆様に京都の水道水を飲んでいただけるよう、「京(みやこ)の水飲みスポット」としての水飲み場の設置を進める。	5,000

施策目標Ⅴ 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います

(単位 千円)

事業区分	事業名	事業概要	27概算額
水道 下水道	計画的な改築更新や延命化を図る「アセットマネジメントの推進」	上下水道施設が順次老朽化する中、限られた財源の下、計画的な改築更新や延命化を図るため、アセットマネジメントシステムの構築や庁舎改修計画の策定を行うことにより、施設の維持管理費や建設再投資額の抑制、平準化を進める。	70,000
	財政基盤を強化するための「保有資産の有効活用」	財政基盤を強化するため、今後事業で活用する予定がない資産について、売却を視野に入れた検討を進める。 また、引き続き資産の有効活用を検討する。	12,000
	地域水道事業等との統合に向けた「料金システムの改修」	地域水道事業、京北地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業との統合に向けて、水道料金等の支払い方法その他サービスを統一するための料金システムの改修を行う。	70,000
水道	地域水道事業等との統合に向けた「水道マッピングシステムの整備」	地域水道事業及び京北地域水道事業との統合に向けて、効率的な施設の維持管理のため、管路情報管理システム(水道マッピングシステム)内に地域水道事業等の施設データを構築する。	20,000
	洛西配水施設等運転監視業務の「民間委託の拡大」	洛西配水施設等の貯水場27箇所及びポンプ所31箇所について、これまで夜間及び休日のみ委託していた運転監視業務を全面委託化する。	120,000
下水道	下水道管路巡視・点検業務の「一部民間委託化」	下水道管路管理センター及び支所において、下水道の維持管理のために実施している下水道管路巡視・点検業務の一部を民間委託し、民間活力を導入する。	80,000

琵琶湖疏水感謝金について

1 位置付け

琵琶湖の水源涵養に係る滋賀県民の不断の取組に対する京都市民の感謝の気持ちを表すものとして、滋賀県との間で締結した「琵琶湖疏水に関する契約書」に基づいて、毎年度一定額（26年度：2億2千万円）を支払っているものです。

2 経緯

琵琶湖疏水による水の使用に関し、京都市から滋賀県に対して、大正3年以来、水利使用料、寄付金又は感謝金として支払ってきました。現在の感謝金の契約については概ね10年ごとに見直しを行っておりますが、平成27年度がその見直しの時期に当たるため、今年度滋賀県と京都市との間で協議を進めてきたところです。

今後、2月市会で平成27年度京都市水道事業特別会計予算の議決を経て、契約を締結する予定です。

<協議内容>

1 琵琶湖疏水感謝金

毎年度2億3千万円（現行2億2千万円）を京都市から滋賀県に支払う。

2 契約期間

平成27年度から平成36年度まで（10年間）

「琵琶湖疏水通船復活」試行事業の概要について

京都市では、大津市や民間事業者を含めた関係団体で構成する「琵琶湖疏水船下り実行委員会」を平成26年12月に設置し、大津・蹴上間の通船事業の本格実施に向け、課題を検証し、実施内容の具体化を図ることを目的とした、琵琶湖疏水通船復活試行事業について検討を続けて参りました。

この度、試行事業の概要及び乗船者モニターの募集内容について、下記のとおり取りまとめました。

記

1 事業趣旨

琵琶湖疏水の通船の復活は、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水が市民生活や産業・文化を支えてきた建設の意義を改めて認識いただくことや、京都市と大津市を繋ぐ新たな観光資源を創出することにより、琵琶湖疏水沿線の大津・山科・岡崎地域の更なる活性化の源となることに寄与する事業である。今回行う試行事業は、通船の復活に向け、民間事業者が主体的に行うもので、事業を実施する中で、課題を抽出し、乗船者モニターからいただいた御意見を踏まえ、本格事業をより充実した事業とするために実施するものである。

2 実施期間

平成27年3月28日（土）～5月6日（水・祝）の期間中の土、日、祝日 16日間

3 事業内容

(1) 実施コース（大津から蹴上までの下りの片道運航）

ア 大津～山科～蹴上コース（運行時間約60分，7.8km）

乗船場：大津（大津分所敷地内）

下船場：蹴上（旧九条山浄水場ポンプ室前）

イ 大津～山科コース（運行時間約30分，4.2km）

乗船場：大津（大津分所敷地内）

下船場：山科（安朱橋東詰）

ウ 山科～蹴上コース（運行時間約30分，3.6km）

乗船場：山科（安朱橋東詰）

下船場：蹴上（旧九条山浄水場ポンプ室前）

(2) 便数

ア 大津～山科～蹴上コース 4便（午前2便・午後2便）

イ 大津～山科コース 4便（午前2便・午後2便）

ウ 山科～蹴上コース 4便（午前2便・午後2便）

ただし、荒天時は運休

(3) 乗船者モニター募集

ア 対象者

琵琶湖疏水通船復活に向けて、幅広い御意見を頂く観点からモニターを募集、

1便につき6名

・小学生以上（小学生は保護者同伴に限る。）

・アンケートに御協力いただける方

イ 参加費

(ア) 大津～山科～蹴上コース 2,000円(1,000円)

(イ) 大津～山科コース 1,000円(500円)

(ウ) 山科～蹴上コース 1,500円(750円)

※大人一人当たり<中学生以上> / 小学生以下は半額 / 消費税込

ウ 募集方法及び受付

2期に分けて募集(受付:JTB 西日本京都支店,受付方法:ファックス又は郵送)

(ア) 第1期分 3月28日(土)～4月19日(日)の8日間

・乗船日

[3月28日(土)・29日(日)
4月4日(土)・5日(日)・11日(土)・12日(日)・18日(土)・19日(日)]

・募集期間 平成27年2月5日(木)～2月22日(日)

(イ) 第2期分 4月25日(土)～5月6日(水・祝)の8日間

・乗船日

[4月25日(土)・26日(日)・29日(水・祝)
5月2日(土)・3日(日)・4日(月・祝)・5日(火・祝)・6日(水・祝)]

・募集期間:平成27年3月1日(日)～3月22日(日)

4 事業主催

琵琶湖疏水船下り実行委員会(運航は琵琶湖汽船株式会社)

中期経営プランにおける平成27年度の重点的に取り組む事業について

I 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します

取組項目	I-2-③ 連絡幹線配水管の布設 I-4-① 地下街等を有する地区の浸水対策 I-4-② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進
担当課	水道部管理課，配水課，水道管路建設事務所 下水道建設事務所，計画課，設計課

1 中期経営プラン（2013-2017）の年次計画

I-2-③ 連絡幹線配水管の布設

給水の相互融通を可能とする連絡幹線配水管を布設し、ネットワーク化、バックアップ機能によるリスク分散を図ります。

24年度末見込み		29年度目標水準			
・吉田連絡幹線配水管の布設工事の実施 ・御陵連絡幹線配水管の布設工事の実施		・吉田連絡幹線配水管の布設工事完了 ・御陵連絡幹線配水管の布設工事完了 ・御池連絡幹線配水管の布設工事の継続実施			
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・御陵連絡幹線配水管の布設工事実施	・御陵連絡幹線配水管の布設工事完了 ・吉田連絡幹線配水管の布設工事実施 ・御池連絡幹線配水管の布設工事着手	・吉田連絡幹線配水管の布設工事完了 ・御池連絡幹線配水管の布設工事実施	⇒	⇒

I-4-① 地下街等を有する地区の浸水対策

京都駅や山科駅周辺等の地下街等の地下施設が集積する浸水の危険性が高い地区における雨水幹線の整備を行い、浸水被害を軽減します。

24年度末見込み		29年度目標水準			
・雨水整備率(10年確率降雨対応) 19.5%		・雨水整備率(10年確率降雨対応) 28.0%			
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施 ・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施 ・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施 ・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施 ・祇園地区における花見小路幹線の整備工事着手	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事完了 ⇒ ・祇園地区における花見小路幹線の整備工事実施	・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事完了 ⇒

I-4-② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進

河川整備等と連携して総合的な治水対策を推進します。

24年度末見込み		29年度目標水準			
・雨水整備率(10年確率降雨対応) 19.5% (I-4-①再掲)		・雨水整備率(10年確率降雨対応) 28.0% (I-4-①再掲)			
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川6号幹線の整備工事着手	・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川6号幹線の整備工事実施	⇒	⇒

2 平成 27 年度事業計画

災害時にも安定給水を行うため、給水の相互融通を可能とする連絡幹線を整備し、地震等の災害に強い高水準な水道システムの構築を進めている。平成 26 年度は、蹴上系と新山科系の幹線配水管をつなぐ高区御陵連絡幹線配水管布設工事及び蹴上系と松ヶ崎系の幹線配水管をつなぐ最高区吉田連絡幹線配水管布設工事を実施した。平成 27 年度は、平成 26 年度に引き続き、最高区吉田連絡幹線配水管布設工事及び蹴上系と新山科系の幹線配水管をつなぐ低区御池連絡幹線配水管布設工事を実施する。

浸水対策として、大雨の時に雨水を取り込む雨水幹線の整備を推進する。平成 26 年度は、前年度に引き続き、塩小路幹線、山科三条雨水幹線の整備を進めるとともに、新川 6 号幹線の整備に新たに着手した。平成 27 年度は、これらの幹線の整備を引き続き進めるとともに、祇園地区で花見小路幹線、伏見大手筋地域で伏見第 3 導水渠、山科北部地域で山科川 13-1 号雨水幹線の整備に新たに着手し、雨に強いまちづくりの実現を進める。

また、集中豪雨時に雨水幹線等の下水道管の内部の圧力が高まって、マンホール周辺の道路への影響が生じたり、マンホールふたが飛散することがあるため、下水道管内の空気を抜いて圧力を下げる施設の設置や、飛散防止型マンホールふたへの交換を行う。

<雨水整備率（10 年確率降雨対応）（計画値）>

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
20.1% 【実績 20.1%】	20.1%	21.5%	23.6%	28.0%

II 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

取組項目	II-2-① 合流式下水道の改善（貯留幹線等の整備）
担当課	下水道建設事務所，計画課，設計課

1 中期経営プラン（2013-2017）の年次計画

II-2-① 貯留幹線等の整備

降雨時に合流式下水道から市内河川に流出する汚水の混じった雨水やごみ等を削減するため、貯留幹線の整備等を進めることで、市内河川や下流水域の水環境の保全に取り組みます。

24年度末見込み		29年度目標水準			
・合流式下水道改善率 39.0%		 ・合流式下水道改善率 66.2% ・七条西幹線の完成・運用 ・七条東幹線の完成・運用 ・砂川雨水滞水池の完成・運用			
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事実施 ・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事実施 ・砂川雨水滞水池の整備工事実施 ・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事実施 ・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事実施 ・砂川雨水滞水池の整備工事実施 ・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事完了 ・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事完了 ・砂川雨水滞水池の整備工事完了 ・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事完了 ・伏見北部地域における津知橋幹線の整備工事着手	・伏見北部地域における津知橋幹線の整備工事実施

2 平成27年度事業計画

大雨の時に合流式下水道から河川へ流出する、汚水の混じった雨水やごみ等を減らすため、平成26年度に引き続き、JR二条駅周辺での朱雀北幹線、深草地域での砂川雨水滞水池の整備を進めるとともに、河川への放流施設である雨水吐（うすいばき）を改良する。また、これまで実施してきた七条西幹線、七条東幹線の整備工事を完了させる。

<合流式下水道改善率（計画値）>

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40.0% 【実績 40.0%】	43.5%	59.9%	61.7%	66.2%

III 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます

取組項目	III-1-① 水道配水管の更新の推進
担当課	水道部管理課，給水課，配水課，水道管路建設事務所

1 中期経営プラン（2013-2017）の年次計画

III-1-① 水道配水管の更新の推進

急増する老朽化した水道管路に対し、水道マッピングシステムやアセットマネジメントシステムを活用して、これまで計画的に実施してきた高機能ダクタイル鋳鉄管への布設替えを加速させ、水道水を安定的に供給します。

24年度末見込み		➡	29年度目標水準		
・配水管更新率 0.5 % (20～24年度の5箇年の平均値)			・配水管更新率 1.2 %		
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・配水管布設替工事の実施20km (洛西地域における腐食対策分5.7kmを含む)	・配水管布設替工事の実施 21km	・配水管布設替工事の実施 26km	・配水管布設替工事の実施 28km	・配水管布設替工事の実施 30km
	・補助配水管布設替工事の実施 8km	・補助配水管布設替工事の実施 8km	・補助配水管布設替工事の実施 8km	・補助配水管布設替工事の実施 8km	・補助配水管布設替工事の実施 8km
	<配水管更新率0.8%【実績0.9%】>	<配水管更新率0.9%>	<配水管更新率1.0%>	<配水管更新率1.1%>	<配水管更新率1.2%>

2 平成27年度事業計画

老朽化した配水管の更新に当たっては、漏水時に断水等の影響が大きい口径200mm以上の配水管のうち、老朽化が著しい管路、過去に漏水が生じた危険性の高い管路、代替機能のない管路などを優先して、耐震性の高い「高機能ダクタイル鋳鉄管」へ布設替えを行っており、主要管路については、下表のとおり約4割まで耐震化を進めている。

平成26年度は、22.1kmを更新した結果、配水管更新率は0.9%となり、主要管路の耐震適合性管率は45.7%となる見込みである。

平成27年度は、中期経営プラン（2013-2017）に基づき、26kmを更新し、配水管の更新率を、大都市平均の1.0%にする。また、主要管路の耐震適合性管率は47.3%となる予定である。

<主要管路の耐震適合性管率（計画値）>

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
43.5% 【実績44.0%】	44.9%	46.4%	47.9%	49.5%

IV 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します

取組項目	IV-1-② 上下水道局営業所の抜本的再編 (お客さまが利用しやすい窓口づくり／営業所の建て替え) IV-3-② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実
担当課	総務課，経営企画課，お客さまサービス推進室，監理課

1 中期経営プラン（2013-2017）の年次計画

IV-1-② お客さまが利用しやすい窓口づくり

老朽化した営業所庁舎の建替えを行い，上下水道の総合窓口として，地域に根差した市民サービスの向上，防災機能の強化を図ります。

24年度末見込み			29年度目標水準		
・伏見営業所建替え用地準備，設計等			➡ ・南部営業所の建替完了・開所 ・西部営業所の建替完了・開所		
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・南部営業所（伏見・九条営業所担当区域）用地取得，建替準備 ・西部営業所（右京・西京営業所担当区域）建替準備	・南部営業所建替え ・西部営業所（右京・西京営業所担当区域）建替準備	・南部営業所完成・開所 ・西部営業所建替え	⇒	・西部営業所完成・開所

IV-3-② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実

上下水道事業について関心を高め，理解を深めていただくため，様々な手法や機会を活用した積極的な情報発信に努めるとともに，創意工夫を凝らした分かりやすい情報開示を目指すなど，広報機能の充実に努めます。

24年度末見込み			29年度目標水準		
・積極的な情報発信や分かりやすい情報開示を推進			➡ ・積極的な情報発信やより分かりやすい情報開示を継続的に推進		
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・広報紙，ホームページ等様々な媒体を用いた広報 ・イベント等の機会をとらえた広報 ・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・広報紙，ホームページ等様々な媒体を用いた広報 ・イベント等の機会をとらえた広報 ・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・広報紙，ホームページ等様々な媒体を用いた広報 ・イベント等の機会をとらえた広報 ・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	⇒	⇒

2 平成27年度事業計画

上下水道事業として果たすべき防災機能の役割を充実させるなど，時代の要請に合ったお客さまサービスの窓口として，平成27年度には，南部営業所の開所を予定している。また，西部営業所の設計作業を進め，建て替え工事に着手する。

水道水のおいしさを実感いただくため，水道水で作ったドリンクを提供する「京（みやこ）の水カフェ」の充実や，「京（みやこ）の水飲みスポット」の設置を進めていく。



V 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います

取組項目	V-2-③ 保有資産の有効活用
担当課	総務課，経営企画課，経理課

1 中期経営プラン（2013-2017）の年次計画

V-2-③ 保有資産の有効活用

有効活用可能な資産の活用方法を検討し，未利用地等の売却や有償貸付，広告掲示等を推進します。また，資金需要を的確に把握し，効率的な資金運用を実施します。

24年度末見込み			29年度目標水準		
・未利用地等の売却，運用を実施			→ ・未利用地等の売却，運用を継続して実施		
年次計画	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	・未利用地等の売却，有償貸付の推進	・未利用地等の売却，有償貸付の推進	・未利用地等の売却，有償貸付の推進	⇒	⇒

2 平成27年度事業計画

平成27年度は，旧山ノ内浄水場の北側用地（13,644 m²）について，優先交渉事業者と協議，契約締結を予定している。

また，局内で設置する「保有資産有効活用検討委員会」において，有効活用の検討対象を広げ，貸付中の土地の中でも，将来にわたって事業に使用する予定のない土地については，売却も視野に入れた有効活用の検討を進めていく。

<資産活用の実績>

	平成25年度	平成26年度 (26年12月現在)
売却（売却額）	331,500 千円	9,990 千円
有償貸付（使用料）	119,108 千円	188,790 千円
広告掲載等（使用料）	1,241 千円	911 千円
合計	451,849 千円	199,691 千円

京都市における地下水利用の在り方等について

- 資料8-1 京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について
- 資料8-2 京都市の地下水利用の現状及び課題と具体的対策について
- 資料8-3 「第2回地下水利用の在り方等に関する専門部会」における意見について

京都市上下水道事業経営審議委員会における意見について

平成26年12月19日開催の「平成26年度第3回京都市上下水道事業経営審議委員会」では委員の皆様は、以下のような御意見を頂きました。

(新たな制度の導入について)

- ・ 既に施設を持っている地下水利用者とこれから新規に考えているところがある。新規の方には新しい制度の話をしていきやすいが、いずれの方法にするにしても、これまでに工事をして施設を持っているところに対して説明をするのは難しいと考えられるため、時間をかけて説明をする必要がある。
- ・ 水道法には水道事業者の供給義務が定められているが、需要する側は水道を利用する義務はない。伝統産業だけでなく中小企業者にとっては、コストの低減がきわめて重要な課題である。様々な検討をしたうえで、地下水を選択している。
- ・ いざという時に水道水を使用するために、大きい管を接続することになれば、整備の経費が掛かるので、水を使用するしないに関わらず、応分の負担が必要であることは理解できる。
- ・ 水道料金を地下水利用専用水道のコストより低くする方法もあるが、膜ろ過技術の進歩により専用水道のコストが下がれば、たちどころになる。市民の水道として、みんなで維持していくべきという意識が大切である。
- ・ 市民からすると、財力がある企業だけが地下水を利用でき、一般市民は水道に頼るしかないのも、その負担を企業の方にも負担していただきたい。企業の方にもうまく説明して、理解していただくようお願いしたい。

(他都市の対策例について)

- ・ 岡山市や北九州市では水道水の使用への転換を目指していると書かれているが、京都市としてどういう方針で行くのが重要である。一般の市民から見れば、公平な負担というのは分かりやすい説得力のある理由であり、公益事業としては公平性を保つのが大前提になってくる。公平性を感じるのは神戸市の制度だが、神戸市の事情を京都市の事情に当てはめると変わってくるのかもしれない。京都市が考える目的に対する方法がきちんと説明できればよいと思う。
- ・ 個人的には神戸市の制度が、事業者の方には、一番分かっていた方法だと思うので、理解ができる仕組みを考えて、事業者にも時間をかけて説明してほしい。

京都市の地下水利用の現状及び課題と 具体的対策について

概要

京都市においては、良質で豊富な地下水が存在し、古くから市民の生活に利用されるとともに、染色業や酒造業をはじめとする伝統産業において利用されるなど、京都の生活や文化、経済を支える重要な資源となっている。また、災害時等への対応として、井戸の所有者等から市民へ地下水を提供していただく「災害時協力井戸制度」を整備するなど、災害時などの非常時の水源としても非常に重要なものとなっている。

一方、ホテルや商業施設等において地下水利用が進む中、近年、新たな課題も生じている。これらのホテルや商業施設等において地下水利用専用水道を設置した場合、日常の水道水の利用が少量となり、その料金負担も比較的少額となるが、地下水利用設備の故障時等に備え、バックアップ用に大口径の給水管が水道に接続されたままの状態となっている。そのため、水道法により常時給水義務を負っている京都市においては、これらホテルや商業施設等において、大口径に見合った水量が使用される場合に備えて水道施設を整備しており、水道施設の整備に掛かる経費（いわゆる固定費）が、これらのホテルや商業施設等の事業者の負担する水道料金と比較して多額になる状況が生じている。その結果、これらの事業者と他の水道使用者との間で負担の不公平が生じている。

また、国においては、平成 26 年 3 月に「水循環基本法」が成立し、同年 7 月に施行されるとともに、内閣に水循環政策本部が設置され、平成 27 年夏までに向けて「水循環基本計画」の策定が進められているところである。この法律では、地下水を含めた水が国民共有の貴重な財産であり、健全な水循環を将来にわたり維持し、又は回復させるために、包括的な施策が推進されていくこととなっている。

こういった京都市や国における状況等を踏まえ、将来にわたって持続可能な地下水利用のための検討を進めるとともに、地下水利用専用水道の利用者と通常の水道使用者間における適正かつ公平な負担を図るための対策を行っていく必要がある。

1 京都市の地下水利用の現状及び課題

(1) 京都の地下水利用の現状

ア 伝統産業等における地下水利用

京都には良質で豊富な地下水があり、古くから染色業や酒造業などに利用されており、今日においても、京都の経済、文化を支える市民共有の貴重な資源となっている。

イ 災害時における地下水利用

京都市では、地震の際の水道施設の損傷などにより生活のための水が不足した場合に備えて、市民や事業者等が所有している井戸を「災害時協力井戸」として登録いただき、災害時に地域の生活用水として提供していただく制度がある。

ウ 地下水利用専用水道の導入の増加

近年、ホテルや商業施設等において地下水利用専用水道を設置し、水道水からの転換を図る動きが全国的に進行しており、京都市においても、その数が増加している。これらの多くのものは、地下水を膜ろ過等で処理したものと水道水を混合し、専用水道として使用するものであり、これらの安全性の確保や料金負担の在り方等について全国的に課題となっているところである。

(2) 地下水利用に係る課題

ア 水道の施設整備等に係る経費の適正な負担の必要性

地下水利用専用水道の利用が進む一方、地下水利用専用水道の利用者の多くが、故障時等に備え、バックアップ用に水道にも接続していることから、京都市においては、これらの事業者の水道使用時に対応できるよう水道施設の整備等を行っている。しかしながら、その施設整備等の経費については、地下水利用専用水道の利用者の日常の水道の使用が少量であるため、水道料金として十分に負担されていない状況にある。その結果、これらの地下水利用専用水道の利用者が負担していない経費については、他の水道使用者が負担することとなり、負担の不公平が生じている。

イ 地下水の適正な管理の必要性

京都市において確認された事例はないものの、地下水利用専用水道では、口径の大きさに比較して日常の水道使用量が少なく、配水管等に水道水が滞留することによる水質悪化が懸念される。また、非常時において水道使用量が増加した際に、周辺に赤水が発生することも懸念される。

2 これまでの対応等

上記1の現状及び課題に対して、これまで以下のような対応等がなされている。

(1) 京都市での対応等

ア 「受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について（対応基準）」の策定

平成13年12月3日付けで、京都市上下水道局において、「受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用について（対応基準）」が定められている。これは、地下水を膜ろ過システム等により浄水処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式について、「給水管の口径が当該給水装置による水の使用量に比べて著しく過大又は過小ではないこと」や「赤水が生じる、又は残留塩素の確保ができない水道水の使用流量で受水槽への流入は避けること」、「受水槽に貯留した混合水が、配水管等に逆流しない措置が確実に講じられていること」など、「給水装置の構造及び材質の基準」（水道法施行令第5条）に適合しているか否かについて確認し、不適切な場合は是正指導等を行う旨を定めた対応基準である。

イ 料金制度審議委員会

平成24年11月21日に、京都市上下水道料金制度審議委員会において取りまとめられた「京都市上下水道料金制度の在り方等についての意見書」が公営企業管理者上下水道局長に提出されている。同意見書では、「大口径の給水管の基本料金・基本水量を引き上げ、新たな基本水量制を導入し、併せて、大水量区画における従量料金単価を引き下げること」や「現行制度の枠組みを超えたところでは、負担金制度や個別需給給水契約制度などが考えられるが、その採用については、将来考慮すべき課題として引き続き検討を進めること」とされている。

なお、京都市では、この意見を参考に、平成25年10月1日以降の検針分からの水道料金については、大口径（50～200mm）においては、口径の大きさに応じ基本水量を引き上げるとともに、基本水量に応じた基本料金を設定するなどの見直しを行い、地下水利用専用水道の利用者など大口径少量使用者の負担の適正化を図っている。

ウ 京都市議会

京都市議会においては、平成23年3月15日に「平成23年度京都市水道事業特別会計予算」の議決時に「地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方とも併せて十分な検討を早急に行うこと」との付帯決議が全会派賛成でなされている。

(参考)

京都市議会での付帯決議

(平成23年度京都市水道事業特別会計予算 23年3月15日)

厚生労働省によると膜ろ過の地下水専用水道はこの4年間で3倍にも増えており、本市においても、この影響で毎年8億円もの減収になっている。

一方で、水道事業者には法律で給水義務があるため、地下水が非常時のときも含め使用不可になった場合には、水道水で補う必要があることから、

上下水道局は使用水量に見合う大口径の水道管の維持管理費を計上しており、将来的に水道料金の値上げにつながるおそれもある。

よって、地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方とも併せて十分な検討を早急に行うこと。

(賛成会派 全会派)

(2) 国の動向

ア 新水道ビジョン

国（厚生労働省）からは、平成25年3月に「新水道ビジョン」が公表された。この「新水道ビジョン」は、日本の総人口の減少や東日本大震災の経験など水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえ、「これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、今後、当面の間に取り組むべき事項、方策を提示」するものとなっている。

「新水道ビジョン」の中では、料金制度の最適化として逦増型料金制度について以下のことを検証すべきとされている。

- ・ 固定費と変動費の割合に適合した、将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を。
- ・ 水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逦増制料金体系についても、緩やかな見直しを。
- ・ 地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を。

イ 水循環基本法

国においては、平成２６年３月に「水循環基本法」が成立し、平成２７年夏までには「基本計画」が策定される予定である。地下水を含めた水が国民共有の貴重な財産であり、健全な水循環を将来にわたり維持し、又は回復させるために、包括的な施策が推進されていくこととなっている。

３ 具体的対策

(1) 他都市の具体的対策

別紙のとおり

(2) 地下水の適正管理

ア 地下水利用専用水道利用者の水質検査結果の公表

ホテルや商業施設等において設置された地下水利用専用水道に関しては、不特定多数の方の飲用に供されることとなるが、地下水利用専用水道では、口径の大きさに比較して日常の水道使用量が少なく、配水管等に水道水が滞留することによる水質悪化が懸念される。そのため、水質検査結果を公表するなど、その管理の透明性を図ることも検討する必要がある。ただし、専用水道に関しては、安全で衛生的な水道の供給を図るため、既に水道法において様々な規制を受けているため、これを超える規制を設ける場合には、その効果と規制に係る専用水道設置者の負担を十分に勘案し、合理的な範囲での規制とする必要がある。また、地下水利用専用水道に限定して、このような規制を行う場合には、他の専用水道との公平性に関しても十分に留意する必要がある。

イ 届出の徹底化

地下水利用専用水道については、京都市の配水管等の水道施設と接続されていることから、水道水の水質等に影響を与えることが考えられる。そのため、地下水利用専用水道の設備が適正に維持管理されるよう、上下水道局としても一定関与していく必要があり、その設備の設置状況等についての的確に把握しておく必要がある。

しかしながら、その設備の設置状況等については、地下水利用専用水道の設置者等が適正に届出等を行うことを前提としており、現実問題として、適正に届出等がなされ、適正に把握できているのかどうか不明な状況である。

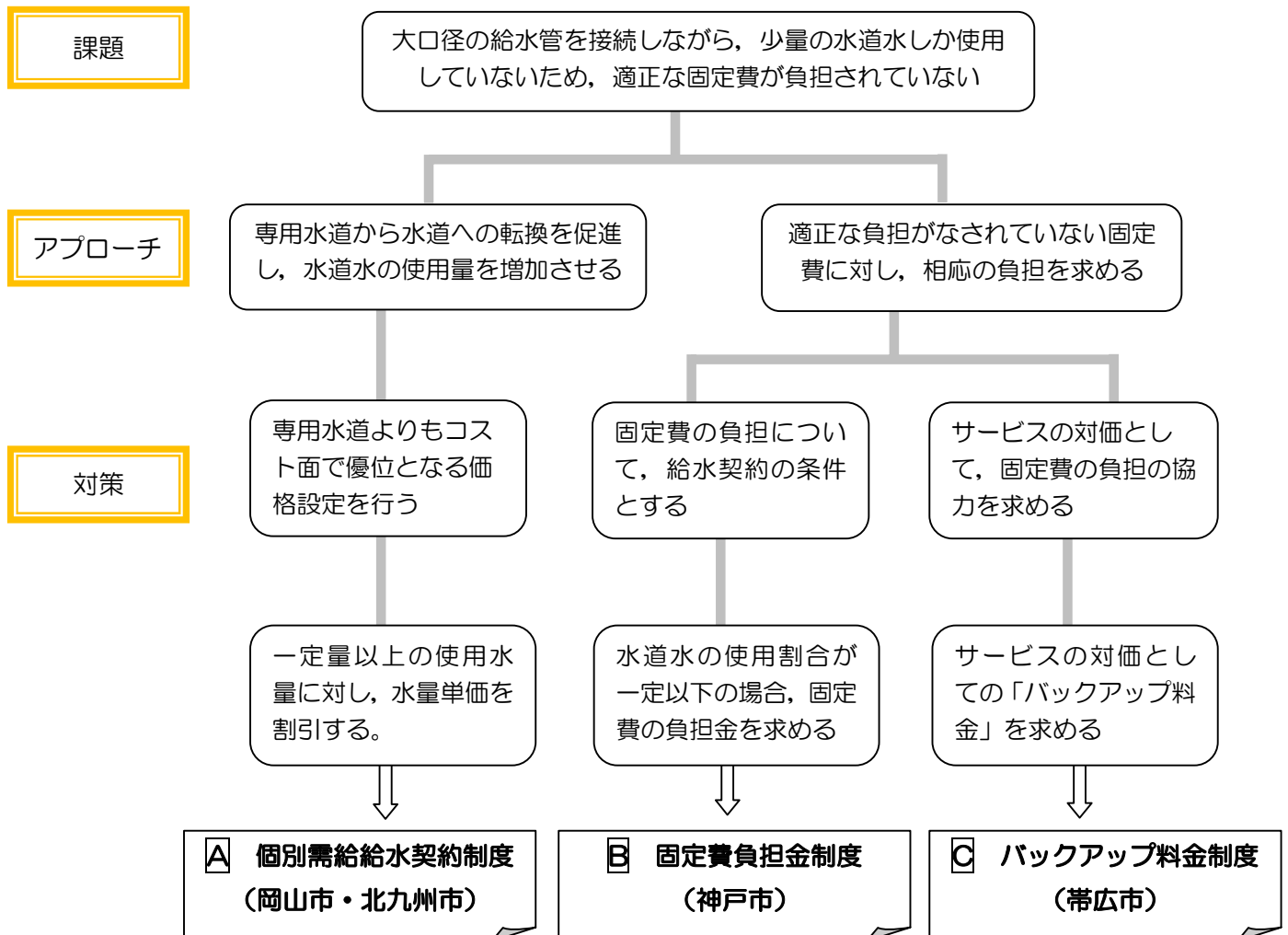
地下水利用専用水道に係る必要な届出が徹底されるよう、制度や運用の見直しを検討する必要がある。

(3) 市民周知の必要性

固定費の適正負担や地下水の適正管理の必要性等について、地下水利用者はもとより、広く市民に周知し、コンセンサスを得ていく必要がある。

地下水利用専用水道に対する対策例について (モデルケースを用いた他都市制度の紹介)

＜対策例のフロー＞



A 個別需給給水契約制度（岡山市・北九州市）

大口使用者と個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量（＝**基準水量**）を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金（＝**基準単価**）を設定する制度。

（北九州市の事例）

①対象者の設定

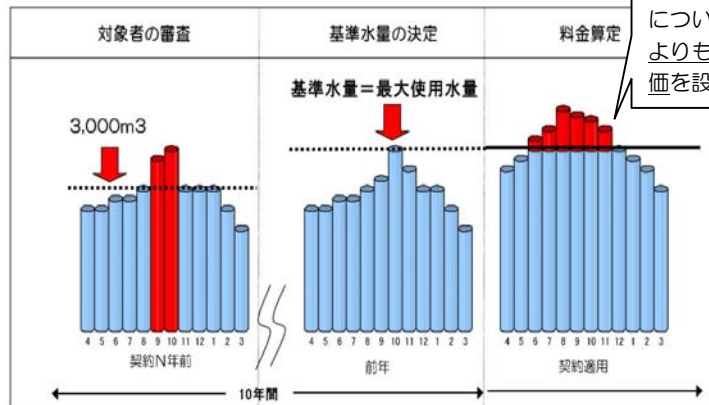
契約申込前の直近10年間で、1箇月3,000 m³以上の水道水の使用実績があること

②基準水量の設定

契約申込前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量（最大使用水量）とする。

③料金算定方法

基準水量を超えて使用した水量分の単価を160 円/m³として算定（通常料金は310 円/m³）



《モデルケースでのシミュレーション》

◎モデルケース（地下水利用専用水道の設置者 口径75mm）

表1	水道水	地下水	計
使用水量 (m ³)	12,000	60,000	72,000
コスト (円)	3,282,000	10,200,000	13,482,000

A

※地下水専用水道にかかるコストは、設備リース料350,000円/月、維持管理費100円/m³として算定

○全量水道水を使用した場合

表2	水道水	地下水	計
使用水量 (m ³)	72,000	0	72,000
コスト (円)	20,826,000	0	20,826,000

B

A < B

専用水道の導入により、全量水道水の場合と比べ、コストが低くなっている。

○個別需給給水契約の場合（岡山市 割引単価70円）

表3	水道水	地下水	計
使用水量 (m ³)	72,000	0	72,000
コスト (円)	7,482,000	0	7,482,000

C

一定量を超えて使用した水道水に対して通常より割安な単価(70 円)を設定

- ・水道料金 3,282,000 円…①
 - ・60,000 m³（地下水→水道へ転換する水量）× **70 円** = 4,200,000 円…②
- ⇒①+②=7,482,000 円

C < A

個別需給給水契約により、専用水道のコストを下回った。

⇒水道への回帰の契機

○個別需給給水契約の場合（北九州市 割引単価160円）

表4	水道水	地下水	計
使用水量 (m ³)	72,000	0	72,000
コスト (円)	12,882,000	0	12,882,000

D

一定量を超えて使用した水道水に対して通常より割安な単価(70 円)を設定

- ・水道料金 3,282,000 円…①
 - ・60,000 m³（地下水→水道へ転換する水量）× **160 円** = 9,600,000 円…②
- ⇒①+②=12,882,000 円

D < A

個別需給給水契約により、専用水道のコストを下回った。

⇒水道への回帰の契機

＜＜個別需給給水契約制度の特徴＞＞

-  一定規模以上の水量単価を割引することで水道水の利用を促進する。
-  割引単価の設定は、地下水利用専用水道のコストを踏まえた価格となる。
-  地下水利用専用水道の設置者に限らず、大口使用者全てを対象としている。

＜＜個別需給給水契約制度のメリット・デメリット＞＞

	メリット	デメリット
上下水道局	・過去の使用実績を対象とすることで、専用水道設置者の水道への回帰を促進し、増収に繋がる。 ・企業誘致を含め、大口使用者の業務拡大など、地域経済の活性化にも繋がる。	・実質的に減収になる可能性がある。 （制度導入がなくても増加したであろう水道使用水量に対しても安い単価が適用されるため） ・制度導入により、すぐに水道への転換が起こるわけではない。（専用水道にかかる投資時期・契約期間等の関係） ・地下水利用専用水道との競争を前提とした単価設定となり、専用水道のコストが下がれば単価の引下げを行う必要がある。
使用者	☆◇契約の選択肢が広がるとともに、水を多く使う使用者にとっては、今までより安い単価で水道水を使用できる。	◆地下水利用専用水道から水道へ転換する使用者にとって有利な制度であり、継続して水道を使用されている方との間で不公平が生じる。 ◆制度の導入により、減収となった場合、他の使用者に負担がかかる恐れがある。

☆地下水利用専用水道の使用者のメリット ★地下水利用専用水道の使用者のデメリット

◇水道使用者のメリット

◆水道使用者のデメリット

B 固定費負担金制度（神戸市）

地下水等の補給水（水質悪化、枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として相応の水道水を希望する場合、**負担金**を徴収する制度。

①対象者の設定

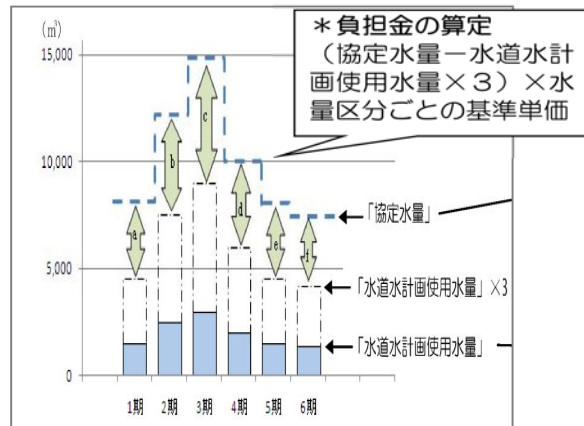
水道水を地下水等の補給水として利用可能な設備（地下水等併用水道）を設置する使用者

②協定水量の設定

「水道水計画使用水量＋水道水補給水計画使用水量」を協定水量とし、期別（2箇月）ごとに協定を締結する。

③負担金算定方法

水道水計画使用水量の3倍が協定水量を下回る場合に、その差水量に水量区分ごとの基準単価を掛け、負担金を算定する。



《モデルケースでのシミュレーション》

○モデルケース（地下水利用専用水道の設置者 口径75mm）

表1	水道水	地下水	計
使用水量 (m³)	12,000	60,000	72,000
コスト (円)	3,282,000	10,200,000	13,482,000

※地下水専用水道にかかるコストは、設備リース料350,000円/月、維持管理費100円/m³として算定

使用水量に占める水道水の割合 16.7%
⇒1/3を下回るため、**固定費負担金が発生**

○全量水道水を使用した場合

表2	水道水	地下水	計
使用水量 (m³)	72,000	0	72,000
コスト (円)	20,826,000	0	20,826,000

○固定費負担金の加算

表3	水道水	地下水	計
使用水量 (m³)	12,000	60,000	72,000
コスト (円)	3,282,000	21,000,000	24,282,000

固定費負担金の加算 +10,800,000 円
(72,000 m³－12,000 m³×3)×300 円※＝10,800,000 円
※水道単価 300 円で計算

B<C
固定費負担金により、全量水道水の場合のコストが専用水道のコストを下回った。
⇒**水道への回帰の契機**

○負担金を回避するために水道使用量を増加させた場合

表4	水道水	地下水	計
使用水量 (m³)	24,000	48,000	72,000
コスト (円)	6,882,000	9,000,000	15,882,000

固定費負担金が発生しないよう、使用水量の 1/3 まで水道使用量を増加

制度設定上、負担金を払うより、負担金を回避するために水道使用量を増加させる方がトータルコストが低くなる。
⇒多くの使用者は水道使用量を増加させると考えられる。

D<B
全量水道水の場合より専用水道のコストが低いものの、専用水道のコストが上昇する。

＜＜固定費負担金制度の特徴＞＞

- 適正口径の観点から、使用水量に占める水道水の割合を負担金の発生する基準としている。
- 水道水の使用割合が一定以上であれば、負担金が発生しないような制度設計としている。

＜＜固定費負担金制度のメリット・デメリット＞＞

	メリット	デメリット
上下水道局	・水道使用者との負担の公平化を図る。 ・給水契約に基づくものであるため、負担金の支払いに対して一定の強制力がある。	・企業の経済性を阻害するものとの指摘を受ける恐れがある。
使用者	◇水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。 ☆地下水の利用者でも、水道水の使用割合が一定以上であれば、負担金は発生しない。	★水道水の使用割合が一定以下であれば負担金が発生する。

☆地下水利用専用水道の使用者のメリット ★地下水利用専用水道の使用者のデメリット

◇水道使用者のメリット

◆水道使用者のデメリット

C バックアップ料金制度（帯広市）

地下水等が利用できない非常時等において、水道をいつでも必要なだけ使用できるようにしておく「バックアップ」という新たなサービスの対価として「**バックアップ料金**」を求める制度。

バックアップ料金の年額	
【医療機関用】	
給水契約によるメーターの口径	バックアップ料金（年額）
25ミリメートル以下	168,000円
40ミリメートル	546,000円
50ミリメートル	819,000円
75ミリメートル	2,037,000円
100ミリメートル以上	3,486,000円
【医療機関以外用】	
給水契約によるメーターの口径	バックアップ料金（年額）
25ミリメートル以下	336,000円
40ミリメートル	1,092,000円
50ミリメートル	1,638,000円
75ミリメートル	4,074,000円
100ミリメートル以上	6,972,000円

バックアップ料金割引制度	
年間の全体使用水量に占める水道使用割合	バックアップ割引率
3割以上	50パーセント
5割以上	70パーセント

①対象者の設定

バックアップ契約を締結した専用水道事業者（給水人口が101人以上、または1日 最大給水量が20㎡以上）

②バックアップ料金の算定

口径に応じたバックアップ料金（左表参照）を設定

※業態及び水量使用割合に応じた割引制度も設定

《モデルケースでのシミュレーション》

◎モデルケース（地下水利用専用水道の設置者 口径75mm）

表1	水道水	地下水	計
使用水量（㎡）	12,000	60,000	72,000
コスト（円）	3,282,000	10,200,000	13,482,000

口径 75mm
⇒バックアップ料金
4,074,000 円
（医療機関は 2,037,000 円）

※地下水専用水道にかかるコストは、設備リース料350,000円/月、維持管理費100円/㎡として算定

○全量水道水を使用した場合

表2	水道水	地下水	計
使用水量（㎡）	72,000	0	72,000
コスト（円）	20,826,000	0	20,826,000

○バックアップ料金の加算

表3	水道水	地下水	計
使用水量（㎡）	12,000	60,000	72,000
コスト（円）	3,282,000	14,274,000	17,556,000

バックアップ料金の加算 +4,074,000 円

C<B

全量水道水の場合より専用水道のコストが低いものの、専用水道のコストが上昇する。

《バックアップ料金制度の特徴》

- バックアップとしての水道水の使用を新たな「サービス」として位置付けている。
- 契約の締結など、地下水利用専用水道を設置する企業等の社会的責任に訴えかける制度である。

《バックアップ料金制度のメリット・デメリット》

	メリット	デメリット
上下水道局	・水道使用者との負担の公平化を図る。	・任意の協力金・寄付金という性格であるため、契約締結についての強制力がなく、契約をしない者が生じることが予想される。
使用者	◇水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。	★契約は任意となるが、バックアップとしての使用に対してのバックアップ料金が発生する。

☆地下水利用専用水道の使用者のメリット ★地下水利用専用水道の使用者のデメリット

◇水道使用者のメリット

◆水道使用者のデメリット

各制度のまとめ（再掲）

		A個別需給給水契約制度	B固定費負担金制度	Cバックアップ料金制度
概要		大口使用者と個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金を設定する制度	地下水等の補給水（水質悪化、枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として相応の水道水を希望する場合、負担金を徴収する制度	地下水等が利用できない非常時等において、水道をいつでも必要なだけ使用できるようにしておく「バックアップ」という新たなサービスの対価として「バックアップ料金」を求める制度
特徴		- 一定規模以上の水量単価を割引することで水道水の利用を促進する。 - 割引単価の設定は、地下水利用専用水道のコストを踏まえた価格となる。 - 地下水利用専用水道の設置者に限らず、大口使用者全てを対象としている。	- 適正口径の観点から、使用水量に占める水道水の割合を負担金の発生する基準としている。 - 一定量以上の水道水を使用すれば、負担金が発生しないような制度設計としている。	- バックアップとしての水道水の使用を新たな「サービス」として位置付けている。 - 契約の締結など、地下水利用専用水道を設置する企業等の社会的責任に訴えかける制度である。
メリット	上下水道局	- 過去の使用実績を対象とすることで、専用水道設置者の水道への回帰を促進し、増収に繋がる。 - 企業誘致を含め、大口使用者の業務拡大など、地域経済の活性化にも繋がる。	- 水道使用者との負担の公平化を図る。 - 給水契約に基づくものであるため、負担金の支払いに対して一定の強制力がある。	水道使用者との負担の公平化を図る。
	使用者	☆◇契約の選択肢が広がるとともに、水を多く使う使用者にとっては、今までより安い単価で水道水を使用できる。	◇水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。 ☆地下水の利用者でも、水道水の使用割合が一定以上であれば、負担金は発生しない。	◇水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。
デメリット	上下水道局	・実質的に減収になる可能性がある。（制度導入がなくても増加したであろう水道使用水量に対しても安い単価が適用されるため） ・制度導入により、すぐに水道への転換が起こるわけではない。（専用水道にかかる投資時期・契約期間等の関係） ・地下水利用専用水道との競争を前提とした単価設定となり、専用水道のコストが下がれば単価の引下げを行う必要がある。	・企業の経済性を阻害するものとの指摘を受ける恐れがある。	・任意の協力金・寄付金という性格であるため、契約締結についての強制力がなく、契約をしない者が生じることが予想される。
	使用者	◆地下水利用専用水道から水道へ転換する使用者にとって有利な制度であり、継続して水道を使用されている方との間で不公平が生じる。 ◆制度の導入により、減収となった場合、他の使用者に負担がかかる恐れがある。	★水道水の使用割合が一定以下であれば負担金が発生する。	★契約は任意となるが、バックアップとしての使用に対してのバックアップ料金が発生する。

☆地下水利用専用水道の使用者のメリット

★地下水利用専用水道の使用者のデメリット

◇水道使用者のメリット

◆水道使用者のデメリット

「第2回地下水利用の在り方等に関する専門部会」における意見について

平成27年1月14日開催の「第2回地下水利用の在り方等に関する専門部会」では委員の皆様は、以下のような御意見を頂きました。

(主な意見)

- あるべき論で言うと、実際に発生する固定費と変動費を反映した料金体系に中長期的にシフトすることが望ましいものの、他の使用者への影響等があるため、現実的にはなかなか難しい。
- モデルケースの例を見ると、それぞれの制度の導入によっても、全量水道水の場合の金額に達しておらず、今までよりは不公平が解消されていると言えるのかもしれないが、もっと大胆な対策も考えられるのではないかな。
- 制度を導入するには説明責任があることから、根拠が必ず必要であり、そのためのデータ等を整理しておく必要がある。
- 社会的な制度は、いくらいいものを作っても適用を受ける市民や業者の方が納得しないと機能しない。そのためには、制度自体が分かりやすくないといけない。神戸市の「1/3」というのはその意味で分かりやすい。
- 既存の設置者に対しては経過期間を設け、その間に対応の準備をしてもらうというのが望ましいと思う。未来永劫猶予することは、新たな不公平が生じることになるため、避けるべきである。

1 総論的な意見

- (1) 理屈からこの問題を考えた場合、実際に発生する固定費と基本料金が乖離していることが原因であり、地下水を利用し、水道を少ししか使わない場合にこの問題が顕在化することになる。あるべき論で言うと、実際に発生する固定費と変動費を反映した料金体系に中長期的にシフトすることが望ましいものの、他の使用者への影響等があるため、現実的にはなかなか難しいところがある。
- (2) 発生したコストに見合った固定費を払っていないというのが不公平ということだが、資料8-2別紙のモデルケースの例を見ると、それぞれの制度の導入によっても、全量水道水の場合の金額に達しておらず、今までよりは不公平が解消されていると言えるのかもしれないが、もっと大胆な対策も考えられるのではないかな。
- (3) 水質の安全性を担保できる水量を基本水量とすることはできないのか。
- (4) 公平性を打ち出した時、大口使用者からすると、もともと他の使用者より多く負担をしているという話にならないか。
- (5) 逓増制は過去からの料金制度であるため、大口使用者と小口使用者の間ではなく、同じ量を使った場合といった水平の視点での負担の公平性について議論をしていくべきである。

2 他都市の対策例に対する意見

- (1) 他都市の対策例は、一部であるが、典型的に発生している問題について、対症療法的に対応するものであり、効果としては、固定費を別チャンネルで回収していることから、結果を見ると中長期的な料金体系に一步近づいていることになる。
- (2) 神戸市の補足であるが、部会での議論では、公平性の観点からもっと過激な意見も出ていたが、政策化を行うに当たり、実現可能な制度にするという視点も重視されたようである。
- (3) 帯広市の制度は、実効性の面で問題があるのかもしれないが、バックアップサービスと位置付けたうえで見合いの料金を求めるという点ではシンプルで分かりやすい。
- (4) 神戸の部会では、地下水利用設備の導入により、水道水の使用量が減った場合、水道施設をダウンサイジングすることが可能となるが、万が一のために給水管の口径をそのままにしておき、その経費を他の使用者に負担させるというのはやはり勝手であるという意見があった。適正な口径への変更を求めることで、意思表示を促すという手法を神戸市では取ったようである。
- (5) 地下水を使うのではなく、水道水を使ってもらうようなインセンティブを持たせることが良いというのは各委員共通の思いかと思う。岡山市のように水量単価を大きく割引していることは1つのインセンティブであるが、現実に適用できるのか検討が必要である。携帯電話の料金のように、水道も使用の実態に合ったベストミックスを考えることができ、その結果が水道局全体の収入増加に繋がれば良いと思う。

3 説明責任等についての意見

- (1) 制度を導入する際には説明責任があることから、根拠が必ず必要であり、そのためのデータ等を整理しておく必要がある。
- (2) 社会的な制度は、いくらいいものを作っても適用を受ける市民や業者の方が納得しないと機能しない。そのためには、制度自体が分かりやすくないといけない。神戸市の「1／3」というのはその意味で分かりやすい。
- (3) 個別の経費を1円単位まで提示するというのは現実論として無理であるため、京都市全体のトータルとしていくら、この口径でこのくらいの使用量であればそうですよというさっくりとした分かりやすい説明が望ましく、かつ、しっかりとした裏付けが必要である。

4 制度導入時の経過措置等についての意見

- (1) 新規の設置者のみを対象とするのか、既存の設置者も含めて対象とするのか論点であり、神戸市の場合は、既存の設置者に対しては、既に投資をしていることから影響が大きいと判断し、猶予期間を設けて対応を行っている。

- (2) 原理原則から考えると、既存の設置者に対しても遡及して負担していただくべきであるが、企業努力で投資をしている側面もあることから、一定の配慮を行わなければならない。結論としては、既存の設置者に対しては経過期間を設け、その間に対応の準備をしてもらうというのが望ましいと思う。未来永劫猶予することは、新たな不公平が生じることになるため、避けるべきである。
- (3) 一定の猶予期間を設け、徐々に負担を求めていくような仕組みが必要ではないかと思う。
- (4) 徐々に水道使用量を増やすような仕組みを作るのが企業にとって良いかと思う。地下水利用をやめるというのではなく、京都の水道が維持できる適正な料金が生じるようにするのが望ましい。